

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活の安定のための緊急措置

第2節 災害復旧事業

第3節 災害復興事業

災害復旧計画は、地域住民の生活手段の確保、社会システムの早期回復など、災害からの復旧対策について定めたものである。

また、将来の災害に強い都市づくりを目指した都市の復興体制について定めている。

第1節 市民生活の安定のための緊急措置

この節の対策	担当	当
●被災者の生活確保	総括部出納班、総括部財政班、秘書報道広聴部 報道広聴班、広報調査部各班、土木建築対策部 建築班、救援対策部救援庶務班	その他関係機関
●農林漁業関係対策	土木建築対策部土木班〔林業関係〕、 産業輸送対策部第2産業班	
●中小企業関係対策	産業輸送対策部産業庶務班、 産業輸送対策部第1産業班	
●義援金の受入れ・配分	総括部出納班、救援対策部救援庶務班	

第1 被災者の生活確保

1 被災者生活再建支援法による支援

生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を利用して支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援するものとする。

2 災害弔慰金等の支給・租税の徴収猶予及び減免等

市で行う災害弔慰金等の支給、租税の減免等の各種被災者支援制度は以下のとおりとなっている。

(1) 苫小牧市の被災者支援制度一覧

内 容
市税納税の猶予
固定資産税及び都市計画税の減免
固定資産税及び都市計画税課税標準額の特例
個人市民税
軽自動車税
国民健康保険税の減免
国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予
介護保険料の免除
介護サービス費の免除
災害弔慰金等の支給
日本赤十字社に係る救援物資
災害等援護に係る見舞金
生活困窮者への支援
苫小牧市共同募金委員会
後期高齢者医療保険料の減免
後期高齢者医療一部負担金の減免及び徴収猶予
保育所等保育料の減免
市営住宅への入居
敷金及び家賃の減免又は徴収猶予

普通財産貸付使用料の減免
埋立焼却処分手数料の免除
建築関係申請手数料の減免

(2) 国税・道税

国及び道は、被災者の納付すべき国税及び道税について、法令及び道条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長徴収猶予、滞納処分の執行の停止等並びに減免の措置を災害の状況により実施する。

3 援護資金・住宅資金等の貸付

(1) 生活福祉資金

北海道社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の中で、災害を受けた低所得世帯に貸付を行う制度である。なお、市条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

(2) 住宅復興資金

市は、住宅金融支援機構が行う被災者向け低利融資制度を活用し、災害により住宅に被害を受けた場合に、次の融資を道と協力・連携し迅速かつ円滑に行う。

4 その他関係機関が行う被災者の生活確保に関する対応

機関名	生 活 確 保 の 取 扱
道	<p>(1) 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずることとする。</p> <p>ア 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。</p> <p>イ 制度の周知徹底 市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、該当適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。</p>

国 (公共職業安定所)	<p>(1) 証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。</p> <p>(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除く）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。</p> <p>(3) 雇用調整助成金の特例適用の要請 次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部を助成できるよう労働省へ要請する。</p> <p>ア 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 イ 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 ウ 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合</p>
日本郵便 (株)北海道支社	<p>(1) 被災者に対する通常葉書・郵便書留の無償交付 (2) 被災者の差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援用寄付金送付のための郵便振替料金免除 (5) 郵便貯金関係 取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、払い戻し等の便宜処置を行う。 (6) 簡易保険・郵便年金関係 取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、保険金・貸付金等の支払い、保険料等の払込みの際、適宜処置を行う。</p>
日本放送協会	<p>(1) NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 (2) 被災者の受信料免除 (3) 状況により避難所へ受信機を貸与する。</p>
N T T	<p>(1) 避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免（避難勧告の日から同解除の日まで） (2) 災害による建物被害により、仮住宅等へ電話を移転する契約者の移転工事費の免除</p>
北海道電力	<p>(1) 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸 (2) 不使用月の基本料金の免除 (3) 建替等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る） (4) 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除 (5) 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除 (6) 被災により1年末満で廃止または減少した契約の料金清算の免除 (7) 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除</p>

5 り災証明書の発行

り災証明書の発行事務は、広報調査部各班、土木建築対策部建築班が担当する。

(1) 発行の手続

広報調査部各班、土木建築対策部建築班は、「り災者台帳」を作成し、被災者の「り災証明書」発行申請に対し、り災者台帳で確認の上、発行する。なお、り災者台帳で確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「り災証明書」を発行する。

(2) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明するものとする。

住 家	①全壊（全焼） ②流失 ③半壊（半焼） ④床上浸水 ⑤床下浸水
人	①死亡 ②行方不明 ③負傷

(3) その他

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

※資料編 り災証明書様式

6 職業の斡旋

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行う。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、または巡回職業相談の実施

(3) 職業訓練受講指示、または職業転換給付金制度等の活用

7 災害相談の実施

秘書報道広聴部報道広聴班は、災害の発生等により、市民からの問い合わせが多数となった場合は災害相談窓口を開設し、苫小牧市社会福祉協議会の協力を得て実施する。

災害相談窓口においては、行方不明の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等の案内等を行う。

第2 農林漁業関係対策

1 融資

土木建築対策部土木班、産業輸送対策部第2産業班は、道、農業協同組合の協力を得て被災した農業関係者に対して次の災害復旧融資制度の広報活動を行う。

(1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の規定に基づいた、指定された天災に基づく被害を受けた農林漁業者に必要な資金融資（農業協同組合、漁業協同組合、金融機関）

(2) 日本政策金融公庫による復旧資金融資（農業協同組合、金融機関）

(3) 自作農維持資金融通法に基づく資金融資

第3 中小企業関係対策

1 基本方針

産業輸送対策部産業庶務班・第1産業班は、道・国に対して、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資を促進する。

- (1) 政府系金融機関及び道保証協会、一般金融機関の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付
- (2) 信用保証協会による融資の保証

2 資金需要の把握連絡通報

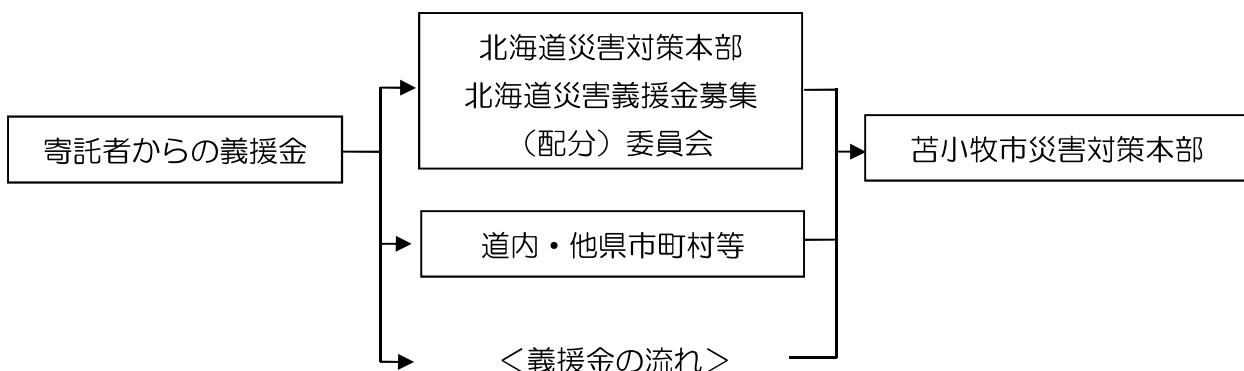
産業輸送対策部産業庶務班・第1産業班及びその他の関係機関は、中小企業関係の被害状況について調査し、道へ連絡通報する。

第4 義援金の受入れ・配分

1 義援金の受け入れ

義援金の受け入れは、苫小牧市に直接寄託された分も含め、救援対策部救援庶務班が受付及び配布を担当し、総括部出納班が保管する。

なお、義援金の受付に際しては、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。



2 義援金の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受け払い簿を作成し管理・保管する。

3 義援金の配分

市が配分委員会を組織し、義援金の配分を決定する。

※資料編 義援金品領収書の様式

4 義援品の受入れ

義援品については、市で受入れた後、被災者に適正に配分する。

第2節 災害復旧事業

この節の対策	担当
●激甚法による災害復旧事業	市民生活部危機管理室、財政部財政課、関係各部各課
●その他の法律による災害復旧事業	市民生活部危機管理室、財政部財政課、関係各部各課

第1 激甚法による災害復旧事業

甚大な災害が発生した場合には、地方公共団体の経費負担の軽減を目的として「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）が制定されている。激甚災害に指定された場合は、この法に基づいて、復旧事業を行う。

◆激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設災害復旧事業 ○公共土木施設災害関連事業 ○公立学校施設災害復旧事業 ○公営住宅等災害復旧事業 ○生活保護施設災害復旧事業 ○児童福祉施設災害復旧事業 ○老人福祉施設災害復旧事業 ○身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ○知的障害者援護施設災害復旧事業 ○婦人保護施設災害復旧事業 ○感染症指定医療機関災害復旧事業 ○感染症予防事業 ○堆積土砂排除事業 ○湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ○天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○森林災害復旧事業に対する補助 ○森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ○事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○中小企業者に対する資金の融通に関する特例

その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ○母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例 ○水防資材費の補助の特例 ○り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ○産業労働者住宅建設資金融通の特例 ○公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
--------------	--

第2 その他の法律による災害復旧事業

道及び市は、災害復旧事業の推進にあたっては、民生の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、再び被災しないよう災害の防止を図るため、法律に基づいて次にあげる復旧事業を実施する。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 港湾
- (9) 漁港
- (10) 下水道
- (11) 公園

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 都市施設災害復旧事業計画

4 上水道災害復旧事業計画

5 住宅災害復旧事業計画

6 空港施設災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他災害復旧事業計画

第3節 災害復興事業

この節の対策	担当
●災害復興事業の推進	市民生活部危機管理室、総合政策部まちづくり推進課、総合政策部政策推進課、関係各部各課

第1 災害復興事業の推進

1 復興体制

大規模な災害が発生した場合は、市長を本部長とする「苫小牧市災害復興本部」を設置し、「災害復興基本計画」を策定するとともに、災害復興事業実施の総合調整を行う。なお、災害対策基本法の定めるところにより、国が復興対策本部の設置及び復興基本方針を閣議決定した場合には、これらの計画と調整を行い、復興のための都市づくりをはじめとし、経済復興や市民生活の再建など、市民生活すべてにわたる分野を対象として実施する。

2 都市復興の推進

災害復興事業のうち、都市づくりに関する分野の復興については、平常時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。

事業の実施にあたっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

3 災害復旧事業に係る国等による代行

(1) 都市計画の決定又は代行（法第42条関係）

「特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する大規模災害（以下、特定大規模災害」という。）が発生した場合であって、市の行政機能の低下により、復興に必要な都市計画の決定等の措置を速やかに講じることができない場合には、計画の策定や変更について国や道による代行を要請することができる。

(2) 災害復旧事業に係る工事の国等による代行（法第43条から第53条関係）

特定大規模災害による被害を受けた場合、漁港、砂防、港湾、道路、海岸保全施設、河川などの災害復旧等に係る工事について、国や道に代行を要請することができる。